

01 民法が改正 成年年齢が18歳に

成年年齢の改正について

民法の改正によって4月1日より、成年年齢が20から18歳に引き下げられます。

そのため、18歳になれば親の同意がなくてもさまざまな契約をすることができま...

18歳から契約に対する責任が生じるため、契約をするときは、契約内容をよく確認し...

契約をするときや契約トラブルで困った場合は、消費生活相談窓口まで連絡ください。

02 あなたの声を市政に モニターを募集

【内容】市政に対し、建設的な意見や要望などを随時提出...

【定数】20人以内

【任期】委嘱日から令和5年3月末まで

【資格】18歳以上で、市内1年以上住んでいる

03 意見をお寄せください 議会モニターを募集

【内容】議会を、議場やインターネット配信で傍聴...

【定数】20人以内

【任期】委嘱日から令和5年3月末まで

【資格】市内在住の満18歳以上で、議会運営に関心を持つ

ンロードできます 【募集締切】3月11日(金)当日消印有効

【申し込み問い合わせ】総務部市長公室(秘書総務係) 〒987-0511/登米市



市HP 「市政モニター募集」 QRコード



市HP 「議会モニター募集」 QRコード

04 市立病院に就職希望の看護学生を奨学金で支援

【市看護師奨学金】看護師養成施設に在学し、将来看護師として市立病院(診療所や老人保健施設を含む)に勤務しようとする人

【募集人員】8人程度 【貸付金額】月額10万円以内

【貸付期間】貸付決定月から、看護師養成施設を卒業する月まで(看護師養成施設の修学年数を限度)

【申込方法】次の書類を郵送するか、または持参してください

05 障がい者の社会参加を促進 自動車燃料費・タクシー利用費助成

障がい者の社会参加促進のため、障がい者の使用する自動車の燃料費とタクシー利用料金の一部を助成します。

障がい者自動車燃料費助成事業

【対象者】世帯全員の住民税が非課税で、次の1~3のいずれかに該当する人

【対象者】本人の住民税が非課税で次の1~4のいずれかに該当する人

【申し込み問い合わせ】障がい福祉課



【申し込み問い合わせ】障がい福祉課